

令和7年度 第2回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 議事録（要旨）

日時 令和7年11月7日（金）

午後2時 ～ 午後2時45分

場所 江南市役所3階 第2委員会室

● 出席者等

出席者：18名 欠席者：0名

No	委員		役職等		欠席
1	外川内 裕一	委員	中般若区 区長		
2	相京 清	委員	中般若区 副区長		
3	伊神 克壽	委員	草井区 区長		
4	林本 晴代始	委員	草井区 副区長		
5	今井 雅晴	委員	般若区 区長		
6	今井 眞澄	委員	般若区 顧問		
7	高木 利夫	委員	小淵区 区長		
8	北折 均	委員	小淵区 副区長		
9	川田 弘郎	委員	南山名区 区長		
10	小室 晋	委員	南山名区 副区長		
11	三品 敏彦	委員	山那区 区長	副委員長	
12	松山 和靖	委員	山那区 副区長		
13	林 進	委員	岐阜大学名誉教授	委員長	
14	小池 信和	委員	犬山市経済環境部長		
15	平野 勝庸	委員	江南市経済環境部長		
16	佐橋 竜午	委員	大口町まちづくり部長		
17	長谷川 明夫	委員	扶桑町生活安全部長		
18	相京 政樹	委員	江南市環境課長		

傍聴者：0名

1 挨拶

2 議事

(1) 新ごみ処理施設整備事業に係る環境保全措置の実施状況について

事務局より資料 1 を用いて説明。

(事務局)

新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書に記載した環境保全措置の内容及び本整備事業において実施した内容について、順に説明いたします。

表の左から 3 列目に番号が振ってありまして、①～⑦は建設地周辺に生息する生物種への、工事による影響を抑えるために実施している内容です。

①、建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底するよう、工事現場内での指導・啓発に努めております。

②、工事関係者に対し定期的に、地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行っております。

③、コンクリート工事による排水は、pH の基準値を超える恐れがある場合、pH を測定し、自主的に設定する基準値内になるように処理いたします。こちらは、今年の 10 月時点までは、工事内容として必要が生じていないため、実施はしていませんが、今後、必要に応じて実施する予定です。

④、暴風雨警報等をもとに、強風や大雨等が予想される場合には土工事を実施しないようにしております。

⑤、粉じん等の飛散、土砂の流出防止のために、場内仮置き土は、シートによる養生を実施しております。

⑥、今年の 10 月時点では、まだ排水はしていませんが、場外へ排水する直前にある、調整池の砂を溜める箇所を定期的に確認し、適宜溜まった砂を除去しております。

⑦、事業実施区域内に、元々あった森林を残し、改変面積を可能な限り小さくして、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮しております。

⑧～⑪は、環境影響評価で配慮することとなった、ホンドキツネの生息環境保全のための内容となります。

⑧、ホンドキツネ及び餌となる動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう河川管理者と協議を実施しました。また、営巣候補

地について、下草の草刈りや、ごみの撤去等の環境整備を実施しました。

⑨、ホンドキツネの生息環境保全に繋がるように、河川管理者や組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促しました。また、江南丹羽環境管理組合環境美化センターに施設見学に来た小学生に対して、環境保全措置の取組内容について説明を行いました。

⑩、ホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさないように、工事着手は、繁殖時期である12月～8月を避けるようにいたしました。

⑪、事業実施区域内の北東側は、残存緑地として現況を維持し、下層植生の管理等を行ったほか、工事関係者は原則として立ち入らないよう仮囲いを設置しました。

また、ホンドキツネが事業実施区域外から、残存緑地に出入りできるよう、仮囲いを一部外しております。

(発言なし)

(2) 環境影響評価事後調査報告書について

事務局より資料2を用いて説明。

(事務局)

こちらは、事業実施に伴い令和3年5月に作成しました、環境影響評価書において、生態系の上位種とされ、事業の実施により影響があると予測されたホンドキツネについての調査内容をまとめた報告書の概要版になります。報告書は12月16日から1か月間、構成市町及び各務原市において縦覧を予定しております。

まず、事後調査の計画についてです。環境影響評価書における現地調査により事業実施区域での営巣が確認されましたホンドキツネについては、工事開始前後の行動圏の変化及び生息地の定着状況を把握するために、事業実施区域及びその周辺において、任意観察法及び自動撮影法による調査を実施することとしました。

次に、調査方法についてです。ホンドキツネの痕跡を確認するため、任意観察法として調査地域を歩いて調査し、個体の直接観察の他、足跡や糞、巣穴など、生息の根拠となる痕跡について、確認と記録を行いました。また、ホンドキツネの行動範囲を把握するため、自動撮影法として、事業地を中心にホンドキツネの行動範囲として想

定される場所10地点の定点観測を行い、所定の範囲内に通過する野生動物の記録を行いました。

次に、調査時期についてです。先ほどの調査方法で説明いたしました、調査項目があります、ホンドキツネの痕跡及び行動範囲について、それぞれ工事開始前の状況確認、及び令和5年9月以降の工事開始後の事後調査の実施時期となります。

次に、調査結果についてです。工事開始前の調査においては、事業実施区域内で巣穴及び子ギツネが確認されており、事業実施区域内は繁殖のための営巣地として利用されておりました。また事業実施区域内及びその周辺が採餌に利用されていると考えられました。

工事開始後の調査においては、自動撮影法による全ての調査地点で成体の姿が確認されおり、事業実施区域内では子ギツネが確認されました。また、事業実施区域東側においては、巣穴が確認されたことから、事業実施区域及びその周辺を生息環境として継続利用していることが明らかになりました。

2ページの図1に、左側の写真は、工事開始前の状況写真で、自動撮影カメラの設置位置を示しております。右側の写真は、工事開始後の残存緑地の状況写真で、自動撮影カメラの設置位置及び巣穴が確認された位置を示しております。この巣穴の位置については、公表される事後報告書では、ホンドキツネの保護の観点から非公開となっておりますので、ご配慮いただければと思います。

次に、2ページ中段のグラフは、事後調査を開始しました令和3年6月から令和7年9月までの期間において、事業実施区域内の自動撮影地点における1日あたりのホンドキツネの確認回数をグラフ化したものです。

工事開始前の令和3年6月から令和5年8月までは、ホンドキツネが事業実施区域内で営巣していたため、他地点よりも確認回数が多く、特に繁殖期の3月～7月に確認回数が集中していました。令和4年繁殖期及び令和5年繁殖期には複数の子ギツネも確認され、事業実施区域内を繁殖場所として継続利用していたことが明らかになっておりました。

3ページをお願いいたします。工事開始後の1繁殖期目となります、令和5年9月から令和6年8月には、工事開始に伴い営巣環境が消失したことにより、ホンドキツネの確認回数が大幅に減少しましたが、その後も継続的に確認はされておりました。また、写真を掲載しておりますが、令和6年5月には事業実施区域内において子ギツネ

が確認されております。

続いて、工事開始後の2繁殖期目となります、令和7年2月には、事業実施区域の東側の位置に巣穴が確認されました。令和7年4月までは、巣穴の拡大や周辺に獣道が確認されており、また、令和7年6月には草木に覆われたため、巣穴を直接確認できなかったものの、周辺に獣道が確認されたことから、継続して繁殖に利用されていることが推察されました。

3ページの中段から4ページの上段にかけて、事業実施区域東側において確認されました巣穴の調査日、確認状況及び状況写真を掲載しております。

このように事業の実施により事業実施区域内の営巣環境が消失されましたが、工事開始後の全ての調査地点で成体の姿が確認されており、1繁殖期目には事業実施区域の残存緑地内で子ギツネが確認され、2繁殖期目には事業実施区域東側の位置に、巣穴が確認されましたことから、事業の実施によりホンドキツネの行動圏が大きく変化することはなく、生息環境への影響は小さかったものと考えます。

最後に、有識者ヒアリングを踏まえた方針決定についてです。ホンドキツネの繁殖の有無の判断基準を巣穴または子ギツネの確認としており、工事開始後に2期連続で繁殖継続が確認されたことから、令和7年9月をもって事後調査を終了する方針としました。

調査終了後、令和7年10月にホンドキツネの生息環境の整備として、事業実施区域の残存緑地内において草刈りを実施いたしました。今後においても、4ページ下段の表に示しておりますように、草刈りの実施や、ホンドキツネが外部と行き来できるようにする措置により、将来的にホンドキツネが生息環境として利用し、再び営巣できるように継続的な維持管理を実施してまいります。

(委員)

今、キツネは何匹いるのでしょうか。

(事務局)

調査において頭数の把握はしていません。事業実施区域東側の巣穴に一家族はいたはずですが、この範囲に何匹というような調査結果はありません。

(委員)

毎年繁殖期があるようですが、去年、今年と、毎年産むのでしょうか。そうしたら将来的にもっと増えていくということになりますか。

(事務局)

子育てをした後、子ギツネたちは親の縄張りから離れていくので、その離れて行った先を考えると増えていくかと思いますが、寿命もあるのでこの地域で増えるかについては分かりかねます。繁殖が成功しているかどうかについて、最後まで見届けられてはいないのですが、繁殖継続が推察されているので、数の維持はされているかと考えます。

(委員)

実は私も3週間くらい前に草井保育園の隣の畑で子ギツネを見ました。だから、こちらまでは来ているということです。他にも見たことがあるという方が多いです。ただ、建設してからずっと保護ということで維持しなければならないのでしょうか。

(事務局)

建設地は元々森林だったので、ごみ処理施設建設に伴い、その分の森林がなくなってしまったことに対して影響があるかどうかを確認したものです。元々のギツネの生息環境を保持するために、環境保全措置を実施するもので、それ以上増やすという意図はありません。

(委員)

そのまま放っておいて様子を見るということですか。捕まえたらいけないのですよね。捕まえて動物園に持って行くとかはいけないので、永久に放置していかなければいけない、危害も加えてはいけないということでしょうか。

(事務局)

野生動物なので、その辺の鳥とかと一緒に危害は加えてはいけません。場合によっては特定外来種や、農作物に被害を及ぼす種ということで駆除という形をとっている

生物はいますけども、ホンドキツネはその対象ではありません。

(委員長)

このホンドキツネは大体生息環境や繁殖環境が分かっていますので、工事中はその環境を破壊しないということでした。

愛知万博の際のオオタカについては、工事期間中は明らかにオオタカの営巣環境及び繁殖生態に影響を与えるだろうとなり、それに対する代替措置を講じておこうとなりました。周辺の森を借りて、そこで餌場、狩りをできる場所を作ってやり、しばらくはそこで避難してもらって、万博が終わったら戻ってくればいいとしました。念のため、終わってから3年くらいは観察を続けたらどうかと、それで戻ってくれば打ち切ればいいし、万博開催中もオオタカの行動にあまり影響を与えてなければ調査はしなくてもいいだろうということで、途中で打ち切っても問題はないというようにしました。

この場合、工事実施者として行うのは、生息環境や採餌環境となる場所をできるだけ好適な環境として確保してやる。そこへ住み着くかどうかは分かりませんが、特に子ギツネは拡散していきます。そういう事が確認できれば調査を打ち切っても問題はないと言えます。

犬山だと結構山沿いの住宅地を夜走ったりしており、拡散していけるだろうと想像できます。もし何かの形で追跡データを取るのであれば、子ギツネを1匹捕まえて、時間が経てば外れる発信機をつけるなどして、出て行ったものがどこかに住み着いて、またそこで繁殖活動をするということが確認できれば最良だと思います。今までやって来られたことはちゃんと成果ができていますので、どこで対応を打ち切るかを把握しておいた方がいいと思います。

生態として、今この場所は良いなという個体群があれば、後から来たものは良い場所から追い出される。出て行った場所が今のところよりいいかは分からない。そういう守る部分と出ていく部分というように、場所を占める個体とそこから出ていく個体があります。子ギツネが全部出ていくかどうかは断定できませんが。

最近の熊を見ていれば分かりますが、山に餌がないからみな出てくるのではなく、ちゃんと山に熊はいます。山に熊はいて、餌が足らないので、その部分が出てくる。自然界でそういうことはよく起こります。餌が少ないときは数が減りますが、それが

出ていける条件があるので熊の数が減らない。また山の条件によって、山の熊は増えたり減ったりしている。そういう意味ではこの場所、今の餌場の環境とか、どういうルートで動いているか、どこに巣穴作っているかは分かっているので、その環境さえ大きく壊さないように対応したということで、キツネがどう動くかまでは責任がもてない、もっと居場所を求めて行くかもしれない、というように考えています。筋道を立てて理由づけして、ここで完了というようにしていった方がいいのではないかと思います。

(委員長)

動物生態学の専門家の意見も聞かれてるようで、私は環境専門なのでその側面から発想していますが、やられてきたことは評価できると思います。

キツネと犬との接点というものについては、公衆衛生学の面でよく問題視されます。キツネが持つ病原菌が犬に感染する。キツネが行動している範囲、あるいはイノシシが行動している範囲に犬を連れて行った時に、戻ったらブラッシングが必要と言われることがあります。一時、岐阜県内で問題になったのですが、キツネがかいせん病にかかり、犬もかかったということで、犬と野生動物との接点をどういうふうに確認するかという問題が起こったことがあります。今後近辺で犬を飼っていらっしゃる方、散歩コースにキツネの生息範囲にあまり入らないほうがいいというようなアドバイスが必要かと思います。

(3) 収集運搬等の通行ルートについて

事務局より資料3を用いて説明。

(事務局)

収集運搬等の通行ルートについてです。今まで、主要となる搬入ルートはお示ししていましたが、令和10年4月の供用開始に向けて、より詳細について、地区の皆様と協議をさせていただきたいと思います。また、供用開始は令和10年4月ですが、ごみ焼却炉の試運転を行うために、令和9年12月頃から、2市2町分の主に可燃ごみの搬入が始まります。

図をご覧ください。桃色の丸が新ごみ処理施設です。薄い緑色の線は、地区の境界を示しています。江南市の中般若区、草井区、般若区、扶桑町の小淵区、南山名区、

山那区です。

黄色の矢印は、ごみ処理施設に至る主要ルートを示しています。各市町でごみを収集した車両は、この主要ルートを通り、ごみ処理施設へ搬入します。

黒線の四角で囲んだ名称は、信号の名称です。信号のない箇所は、便宜的に地点A、Bとしています。

堤防沿いの主要ルートは、草井の信号から、愛岐大橋南を通過し、ごみ処理施設への区間と、地点Bから、小湊の信号と地点Aを通過し、ごみ処理施設への区間です。愛岐大橋南に向かって、南から来る主要ルートは、仲畑の信号から、般若町を通過し、愛岐大橋南の信号への区間です。主要ルートに、どの交差点から入るかについては、それぞれの収集したところから、安全面と効率面に考慮した経路から入ります。

赤色の破線は、過去に地区の皆様から頂いていた意見から、通行しないとした箇所です。般若町の信号から、地点Aの箇所と、地点Bより200mほど西に進んだ箇所から、山名小学校北側を通り、地点Aの南側に出る箇所、仲畑の信号から小湊の信号までの箇所です。

各地域でごみを収集した車両は、この主要ルートを通り、ごみ処理施設へ向かいます。赤色の「通行しない」とした区間ついてですが、この周辺以外の地域のごみを収集した車両は「通行しない」とした区間を通りませんが、この周辺のごみを収集する車両は、この赤色の区間も通りますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

地点Aのところに信号はつかないのでしょうか。中般若のお宮からの道と、愛岐大橋南からの道が交わったところに信号はつかないのでしょうか

(事務局)

信号がつく予定はございません。

(委員)

こちらから出ていく場合、黄色い線の箇所でパッカー車が多い時には、通りにくいということですね。愛岐大橋から出てくる車も結構多いんですね。

(事務局)

赤い点線から地点Aへ向かってパッカー車のごみ処理施設への搬入路として使うことはありません。地域の収集運搬で通ることは当然あるんですけども、他の地区からこのルートを使ってごみ処理施設に入ることはありませんので、基本的にはこの黄色のルートを通ってごみ処理施設の中に搬入するということになります。

(委員)

分かりました。

(委員長)

収集運搬ルートにつきましては、用地選定委員会以来様々な議論をしてきており、データも取ってシミュレーションされてきたかと思います。特に地元の方にとりましては重要な問題かと思うので、何かご意見ご要望等ありましたらお願いいたします。

(委員)

この通行しないルートは基本的には通学路が考慮されてるという形でしょうか。扶桑幼稚園という所がありまして、扶養幼稚園の近くに昔は県道で今は町道に変わったのですが、そこを横断することが結構ありまして、地区の中のごみ収集車は当然通っていただいているんですけど、大丈夫だと思いますが、ここまで点線を書いていたのであれば、1箇所引いていただきたいところがあります。扶桑幼稚園横の町道で、扶桑町役場の前の道を木曽川にずっと行く道です。

(委員)

ごみ収集車のごみ処理施設への進入は基本的には左折だけでしょうか。小淵の信号の方から地点Aへ進み右折しようとする、大渋滞するのではないのでしょうか、右折進入はあるのでしょうか。

(事務局)

右折でごみ処理施設に入るために、今県道の拡幅工事をしており、右折レーンを設

置するように進めています。昨年度から実施しており、6、7、8の3カ年で完成する予定で、供用開始は8年度末で考えております。右折車両がいることを想定して、30mくらいの滞留長を作ります。

(委員)

ただ車幅が狭いので、本当に右折レーンができるのでしょうか。

(事務局)

今の県道を、北側事業地側の方に拡幅する形で工事を進めています。

(委員長)

収集ルートと、収集運搬車の通行時間帯とか様々な要素があると思いますので、どの市町が主にどのルートを通るかという設計を事前にきっちりやっていく必要があるかと思います。

特に赤い点線部分のコントロールが一番重要な要素になろうかと思います。ここを通行しないというのをどうやってチェックするのかとかの問題がありますけれども、収集運搬業者が特定されており、一般車ではありませんのでチェックはできるかと思っています。

このように通行ルートを計画して運用段階に入ることによってよろしく願いたします。

4 その他

(事務局)

第3回の委員会は令和8年2月24日(火)午後2時に、新ごみ処理施設建設現場にて実施する予定です。

委員長閉会挨拶

これをもちまして、本日の公害防止準備委員会を閉会します。

(閉会)